

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救助係員 石井 洋之 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成23年9月27日(16:30)

鹿児島県奄美地方における豪雨による被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

鹿児島県奄美地方における豪雨による被害により、鹿児島県大島郡龍郷町において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、鹿児島県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【鹿児島県】 大島郡龍郷町 (おおしまぐんたつごうちょう)	9月25日	豪雨による被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等